

# 減免制度変更のお知らせ

漏水の修繕業者様及び水道の使用者様へ、減免制度変更のお知らせです。

## 変更点

- ① 給水装置の漏水について、指定工事店が修繕した場合に水道料金等を減免します。

給水装置の修繕は、水道法等により原則として長崎市が指定した工事店のみ施工できることがとされています。このため、指定工事店ではない業者が修繕した場合には、原則として水道料金等を減免しないこととします。

- ② 水道料金等の減免に係る申請書の受付に期限を設けます。

漏水の修繕から相当の期間が経過すると、修繕の確認等が困難となります。このため、減免の申請に、漏水発見日から6ヶ月以内と期限を設けることとします。

- ③ 様式が変わります。

・水道料金減免申請書と修繕証明書を一つの様式とします。

・自ら修繕した場合に、申請書に「修繕確認台紙」の添付が必要となります。「修繕確認台紙」には、修繕箇所の修繕前後の写真等や、修繕直後の水道メーター指針の写真を貼り付けていただきます。

・申請の結果、水道料金の減免ができなかった場合には、長崎市から「減免不可決定通知書」を送付します。

## 変更日

令和7年10月1日

### ■問い合わせ先

長崎市上下水道局料金受付センター

095-829-1207

## 水道料金減免申請書

SAMPLE

年 月 日

(あて先) 長崎市上下水道事業管理者

申請者 住 所

(使用者)

氏 名

電 話

次のとおり水道料金の減免を申請します。

水栓住所			
減免の対象	1. 給水装置等の破損による漏水  2. その他（自然災害等） 減免を希望する理由： [ ]		
漏水発見日		施工者	

## 修繕証明書

お客様番号											
修繕依頼日	年 月 日										
修繕完了日 ・ 確認日	年 月 日										
修繕箇所	給水方式の区分										
	<input type="checkbox"/> 直結 <input type="checkbox"/> 流末										
漏水の状況											
修繕内容											
メータ一番号		修繕完了時 メーター指針	$m^3$								

上記の修繕を証明します。

年 月 日

業者名

所在地

(担当者名)

)